

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】新型コロナウイルス感染症関係

- [新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します【更新】](#) ……1 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました【更新】](#) ……2 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置](#) ……3 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度](#) ……4 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】](#) ……5 北海道労働局
- [専門家派遣のご案内\(食品製造事業者向け\)【新規】](#) ……6 北海道
- [道特別支援金について\(1/2、2/2\)【更新】](#) ……7 北海道
- [地域商業ウイズコロナ対策支援事業費補助金の公募を開始しました【更新】](#) ……8 北海道
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】](#) ……9 北海道
- [国の小規模事業者持続化補助金に対する上乘せ支援を継続します【更新】](#) ……10 北海道
- [新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について【更新】](#) ……11 北海道
- [「新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業」について](#) ……12 北海道
- [雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について](#) ……13 北海道

【2】販路拡大・海外展開

- [令和3年度 中小企業等外国出願支援事業の募集を開始します【新規】](#) ……14 北海道経済産業局
- [コンテンツのサプライチェーンの生産性向上に資するシステム開発・実証に関する補助金の公募を開始しました\(J-LOD第4弾\)【新規】](#) ……15 北海道経済産業局
- [先進技術を活用した公演の収益の多様化・強靱化に関する補助金の公募を開始しました\(J-LOD第3弾\)【新規】](#) ……16 北海道経済産業局
- [コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ・プロモーションに関する補助金の公募を開始しました\(J-LOD第1弾\)【新規】](#) ……17 北海道経済産業局
- [令和2年度3次補正予算 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金\(J-LODlive2\)の公募を開始しました【新規】](#) ……18 北海道経済産業局
- [令和3年度 JAPANブランド育成支援等事業費補助金\(JAPANブランド育成支援等事業\)の公募を開始しました【新規】](#) ……19 北海道経済産業局
- [デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信に関する補助金の公募が開始されました\(J-LOD第5弾\)](#) ……20 北海道経済産業局
- [海外向けコンテンツ製作に資する資金調達・人材育成に使える補助金の公募を開始しました\(J-LOD第2弾\)](#) ……21 北海道経済産業局
- [ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて【新規】](#) ……22 ジェトロ北海道
- [国際ビジネスに関する相談窓口の設置について【新規】](#) ……23 ジェトロ北海道
- [高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援について【新規】](#) ……24 ジェトロ北海道
- [北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について【新規】](#) ……25 北海道
- [北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】](#) ……26 北海道
- [道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【更新】](#) ……27 北海道
- [ビジネス海外渡航支援事業について【新規】](#) ……28 北海道

【3】経営支援・ものづくり

- [令和3年度地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金の公募を開始しました【新規】](#) ……29 北海道経済産業局
- [北海道経済産業局「伴走型支援事業」2021年度支援企業の募集を開始します【新規】](#) ……30 北海道経済産業局

●親族内承継や第三者承継(M&A)に取り組む中小企業をワンストップで支援します【新規】	31	北海道経済産業局
●令和3年度当初予算事業 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金の公募を開始しました【新規】	32	北海道経済産業局
●中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)の公募を開始しました【更新】	33	北海道経済産業局
●令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型・グローバル展開型)の公募を開始します【更新】	34	北海道経済産業局
●サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導入補助金 2021)の公募を開始しました	35	北海道経済産業局
●令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)の公募を開始しました	36	北海道経済産業局
●「事業再生・承継支援対策事業」について【新規】	37	中小企業総合支援センター
●令和3年度中小企業競争力強化促進事業について【新規】	38	中小企業総合支援センター
●令和3年度中小企業等外国出願支援事業について【新規】	39	中小企業総合支援センター
●「小規模企業者等設備貸与事業」について	40	中小企業総合支援センター
●「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について	41	中小企業総合支援センター
●水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業の実施について【新規】	42	北海道

【4】融資

●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】【1】に掲載	9	北海道
●勤労者福祉資金のご案内	43	北海道

【5】雇用の確保

●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている産業間の人材マッチングを実施します【新規】	44	北海道経済産業局
○高年齢労働者処遇改善促進助成金について	45	北海道労働局
○人材確保等支援助成金について	46	北海道労働局
○キャリアアップ助成金について	47	北海道労働局
○人材開発支援助成金について	48	北海道労働局
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】	49	北海道
●テレワーク環境整備事業費補助金について	50	北海道
●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	51	北海道
●労働相談窓口のご案内	52	北海道
●北海道異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」	53	北海道
●北海道海外人材待機費用緊急補助金	54	北海道
●北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください	55	北海道
●北海道短期おしごと情報サイト	56	北海道

【6】人材育成

●中小企業大学校旭川校 6月開講講座のご案内【更新】	57	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	62	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	63	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー(6~8月開講予定)のご案内【新規】	64	北海道
●「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内	65	北海道

【7】各種相談

●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載	27	北海道
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【5】に掲載	49	北海道
●労働相談窓口のご案内【5】に掲載	52	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	66	北海道

【8】その他

●令和3年度 新エネ大賞の募集を開始しました【新規】	67	北海道経済産業局
----------------------------	----	----------

- [令和3年度 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集を開始しました【新規】](#)68 北海道経済産業局
- [北海道最低賃金\(地域\)改正のお知らせ](#)69 北海道労働局

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設します【更新】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階
受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)
TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576
011-709-1783(直通)
FAX:011-709-2566
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を
パンフレットにまとめました【更新】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail:hokkaido-somu@meti.go.jp

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

〈更新〉特例措置の適用期間が変更となりました。

詳細は以下を御覧ください。

【URL】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

信用保証制度

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の対象業種の追加指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大 5.6 億円の信用保証を可能としました。

さらに、これらの保証制度について、業歴が短く前年の売上実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても利用できるよう、認定基準の運用を緩和しました。

貸付制度

日本政策金融公庫による貸付においては、セーフティネット貸付の要件を緩和したほか、新規で創設した「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せて活用いただくことで、実質的な無利子・無担保融資を実現しています。

また、マル経融資の金利を引き下げたほか、衛生環境激変対策特別貸付の利用も可能となっています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2562)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

一般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主。

●特例の内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、5月1日から一部内容を変更し、この特例措置を6月30日まで延長します。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)を対象としております。
- ② 生産指標要件を緩和し1ヶ月5%以上の低下を対象としました。
- ③ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めました。
- ④ 助成率について、中小企業については、4/5へ、大企業については、2/3へ引き上げております。さらに事業主が解雇等を行わず雇用を維持した場合、中小企業については、9/10へ、大企業については、3/4へ引き上げております。(一定の要件あり)※特に業況が厳しい事業主の方や、まん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主については、中小企業及び大企業ともに、4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)になります。(一定の要件あり)
- ⑤ 雇用調整助成金の上限額についても、5月1日から一部内容を変更して「13,500円」になっておりますが、特に業況が厳しい事業主の方や、まん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主については、中小企業及び大企業ともに、「15,000円」になります。(一定の要件あり)

●雇用調整助成金の手続きを更に簡素化。

雇用調整助成金の申請手続等の更なる簡素化により、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図りました。(①以外は、すべての事業主に適用されます。)

- ①小規模事業主(概ね20人以下)については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。また、休業についての申請様式を簡略化しました。※助成額=「実際に支払った休業手当額」×「助成率」
- ②初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとすることとしました。
- ③支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化し、次のように算出できるようになりました。
 - a 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉徴収税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。
 - b 「所定労働日数」の算定方法を簡略化しました。

●緊急対応期間の延長

※現在の雇用情勢を鑑み特例措置を令和3年6月末まで延長しております。

※支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に申請する必要がありますので、ご注意願います。

※令和3年7月以降の対応につきましては、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することになります。

●問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

専門家派遣のご案内（食品製造事業者向け）【新規】
（道内食品製造業緊急総合支援事業）

（北海道）

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている食品製造業の中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

商品開発や製造・加工に関する事項など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導により継続的な事業活動を支援します。

◆事業概要等

○概要

【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている食品製造業の中小企業・小規模企業の皆さまに対して、専門家を派遣します。

【支援内容】

商品開発や品質・衛生管理、市場開拓、生産管理・製造コスト削減などに関するアドバイスを行います。

○申込方法

申込用紙を下記までお送りください。

①FAX:011-241-6730

②E-mail:hofiatk@orion.ocn.ne.jp

☆申し込み用紙のダウンロードはこちらから↓

http://www.hofia.org/pdf/expert_2021.docx

◆専門家派遣に係るお問合せ先

○事務局

名 称:一般社団法人北海道食品産業協議会

(札幌市中央区大通西8丁目2番地 北大通ビル5階)

TEL:011-241-6447

FAX:011-241-6730

道特別支援金について【更新】
～国の一時支援金を受給できなかった道内事業者の皆様へ～

(北海道)

本道では、昨年の秋以降の感染症拡大に再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短に御協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設し、4月1日から申請受付を開始いたしました。

要件1

① 時短対象飲食店等
との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等
による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市
以外や昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を
受けた事業者

要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上 が
対前年同月比50%以上減少

※1：2021年1月、2月又は3月の売上については、前々年同月との比較でも可

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

(例) 2020年4月～12月に創業した方など

給付額

中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円

申請受付期間

2021年4月1日～8月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8:45～17:30

(受付は平日のみ)

国の一時支援金をご存じですか？

国では、「緊急事態宣言の緩和に係る一時支援金」として中小法人60万円、個人事業者30万円を上限に給付されるものです。受付は5月31日(月)までです。今一度該当するかどうかご確認ください。

● 国の一時支援金事務局にご相談。お問い合わせください。

・ホームページ：<http://ichijishienkingo.jp>

・TEL：0120-211-240 (IP電話等からの相談：03-6629-0479)

道特別支援金との併用はできません

地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助金の公募を開始しました【更新】

(北海道)

道では、地域の商工団体等が実施する感染症対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動等の取組を支援する事業の公募を6月30日(水)まで受け付けています。

◆事業概要

- 【事業主体】 ① 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織
- ・構成員数・会員数10者以上(申請日時点)
 - ・構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者(申請日時点)
 - ・参加構成員は同一の市町村内の事業者等で構成すること
 - ※組織内の青年部、婦人部等は対象外とします
- ② その他法人化されていない上記①に類する組織
- (①の要件に加え)
- ・設立して1年以上経過していること(申請日時点)
 - ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること

【事業内容】 事業主体が行う感染拡大防止及び販売促進に係る取組に対して支援します。

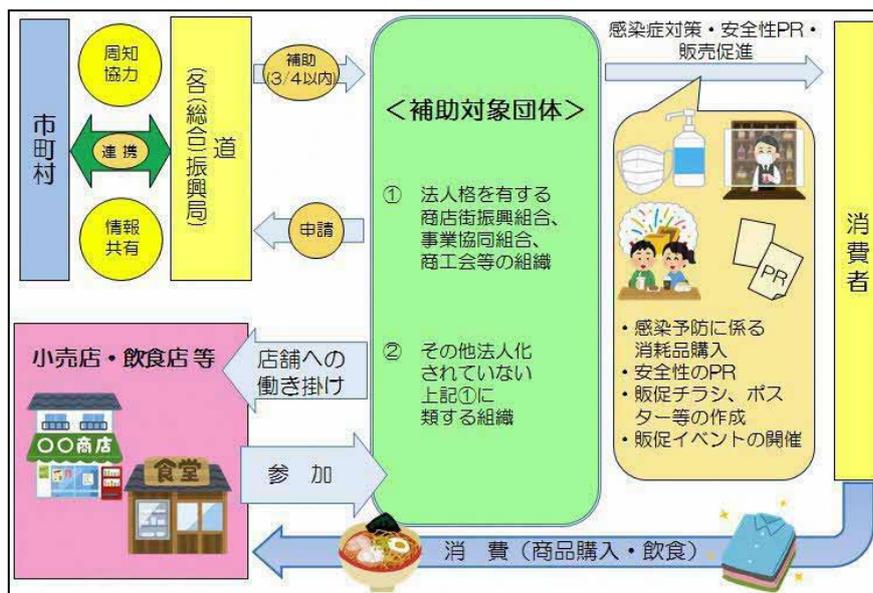
- ◀例> 感染予防: マスク・消毒液・清掃器具等の消耗品、体温計等の購入 等
- ・販売促進: 販促チラシ・ポスター作成、感染対策を万全にしたイベント開催 等

【補助内容】

- ・補助率: 3/4以内
- ※補助申請総額が予算額を上回る場合は、補助率を調整し交付決定します。
- ・補助上限: 1団体当たり100万円
- ・事業実施期間: 令和3年(2021年)7月1日(木)～令和4年(2022年)1月31日(月)

【募集時期】 **令和3年(2021年)5月6日(木)～6月30日(水)** ※(総合)振興局必着
 申請書等の申請に必要な様式は下記中小企業課ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r3with.htm>

◆事業のイメージ



◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局 中小企業課(市場・流通) (TEL:011-231-4111(内線:26-631))
 各総合振興局・振興局産業振興部 商工労働観光課

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	中小企業総合振興資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】 (伴走支援型)	企業体質強化貸付 (資本性ローン協調)
融資対象	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 ① セーフティネット保証4号の認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) ② セーフティネット保証5号の認定 (売上高等減少率が15%以上のものに限る) ③ 危機関連保証の認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)	株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付(新型コロナ資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金
融資金額	4,000 万円以内	4億円以内
融資期間	10 年以内(うち据置 5 年以内)	15 年以内(うち据置 5 年以内)
融資利率	【固定】 1.0% (融資期間 5 年以内の場合) 1.2% (融資期間 10 年以内の場合) 【変動】 1.0% (融資期間 3 年超の場合に選択可)	金融機関所定の利率
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き(伴走支援型特別保証)となります。	すべて信用保証協会の保証付き(経営改善サポート保証)となります。 ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち 50% 以内となります。
	【保証料率】 <u>0.2%</u> (通常保証料率 <u>0.85%</u>) ※国が一部を補助するため事業者の負担が軽減されます。	【保証料率】 <u>0.2%</u> (通常保証料率 <u>0.8%~1.0%</u>) ※国が一部を補助するため事業者の負担が軽減されます。
取扱期間	令和 4 年(2022 年) 3 月 31 日まで	令和4年(2022 年) 3 月 31 日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/ninteikigyokorona-yuushi2.htm>(伴走支援型)

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/04kigyotaishitsukyoka.htm>(企業体質強化貸付)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

国の小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援を継続しています【更新】
～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業～

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、道が1/12を上乗せ支援することにより、事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

道への申請受付は令和3年2月26日で終了しましたが、関係書類が整わず申請できなかった方々に対して、4月からも申請を受け付けています。

◆道の上乗せ支援の対象となる小規模事業者持続化補助金

令和2年（2020年）に申請した次の2種類が対象です（これから申請する場合は非対象です）。
 なお、事業再開枠分については補助対象外です。

小規模事業者持続化補助金の種類	令和元年度補正予算 ＜一般型＞	令和2年度補正予算 ＜コロナ特別対応型＞
道の上乗せ支援の対象となる事業者	第1回（令和2年3月31日締切）及び第2回（同年6月5日締切）分に採択され、「新型コロナウイルス感染症加点の付与」を希望した事業者 ※第3回分以降の採択事業者は、補助対象外です	第1回（令和2年5月15日締切）から第5回（同年12月10日締切）分までに採択され、「類型A：サプライチェーンの毀損への対応」の取組のみを行った事業者 ※類型B、Cの取組を行った採択事業者は、補助対象外です
小規模事業者持続化補助金の補助率（上限額）	2/3（50万円）	2/3（100万円）

+

+

道の上乗せ支援の補助率（上限額）	1/12（6万2,500円）	1/12（12万5,000円）
------------------	----------------	-----------------

↓

↓

事業者の自己負担	1/4	1/4
----------	-----	-----

◆道への申請の流れ

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定・精算払請求書の提出後に、道へ申請いただくものです。



◆申請スケジュール 4月1日から申請を受け付けています

毎月末の締切日毎に取りまとめ、審査を経て、道の上乗せ支援の交付決定及び額の確定を行います。
 なお、郵送物の追跡ができ、かつ配達時に受け取り確認ができる方法でお送りください。

第1回：令和3年4月30日(金)	第5回：令和3年8月31日(火)	第9回：令和3年12月28日(火)
第2回：" 5月31日(月)	第6回：" 9月30日(木)	第10回：令和4年1月31日(月)
第3回：" 6月30日(水)	第7回：" 10月29日(金)	第11回：" 2月28日(月)
第4回：" 7月30日(金)	第8回：" 11月30日(火)	※最終申請締切日(当日消印有効)

◆問い合わせ・申請先

道補助金交付要綱や申請様式など、詳細は北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojoyokin.htm

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL：011-231-4111（内線26-218）

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について **【更新】**

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しています。

◆ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

◆注意事項

- ①当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。
- ②支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染症予防のため、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

◆URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

専門家派遣のご案内
(新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業)

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

◆**事業概要等**

概要

【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに対して、専門家を2回程度派遣します。

【派遣内容】

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金などに関するアドバイスを行います。

【派遣専門家】

中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、店舗コンサル、社会保険労務士等を派遣します。

申込方法

以下の方法で申込みください。内容を確認後、担当者から折り返し連絡します。

①Web申込み

<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

②FAX申込み

011-231-1388

③電話申込み

0800-800-2551 (フリーダイヤル)

◆**専門家派遣に関する専用窓口**

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター

事務局：札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階

受付時間：9:00～17:00 (月～金曜日)

TEL：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

FAX：011-231-1388

E-mail：corona@shindan-hkd.org

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専用窓口へ直接訪問することはお控えください。

雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について

(北海道)

道では、道内の企業・個人事業主が速やかに雇用調整助成金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、雇用調整助成金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスをし、事業者の申請をサポートしています。

◆サポート窓口

設置場所	住 所	連 絡 先
本庁経済部雇用労政課 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁9階	011-204-5353 011-204-5354
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-204-5827
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0061
後志総合振興局商工労働観光課 小樽商工労働事務所	倶知安町北 1 条東 2 丁目 小樽市富岡 1 丁目 14-13	0136-23-1362 0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通 56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原 4 丁目 6 16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6829

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金 : 祝日除く)

◆注意事項

- ①当該窓口は、雇用調整助成金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、助成金の申請を代行するものではありません。
- ②助成金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

令和3年度 中小企業等外国出願支援事業の募集を開始します
～ 海外展開を目指す中小企業等の特許や商標の出願経費を助成 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、(公財)北海道中小企業総合支援センターを通じて、中小企業等が行う産業財産権の外国出願に要する経費の一部を助成しています。

外国における権利の取得は、海外市場での販路開拓や営業展開、模倣被害への対策に有効です。

本事業では、出願手数料や現地・国内代理人費用、翻訳費用等の助成を行い、中小企業等の戦略的な海外展開を支援するものです。

◆概要

対象案件

申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に同じ内容で外国に出願する予定のもの。
(国内出願と予定している外国出願が、ともに申請者である中小企業者の名義であること。)

対象者

- 道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ
- 地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO 法人等も対象

補助率

対象経費の1/2以内

上限額

【1 企業に対する補助金の上限額】 1 事業年度内:300 万円

【1 出願に対する補助金の上限額】

- 特許:150 万円
- 実用新案、意匠、商標:60 万円
- 冒認対策商標:30 万円(海外での第三者による抜け駆け出願対策を目的とした商標出願)

対象経費

外国特許庁への出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用 等

◆応募方法

募集要項等、その他詳細に関しては以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.hsc.or.jp/consul/overseas_application/

公募締切:2021 年 6 月 9 日(水)

◆問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 経済センタービル 9 階

TEL:011-232-2403

FAX:011-232-2011

E-mail:info@hsc.or.jp

コンテンツのサプライチェーンの生産性向上に資するシステム開発・実証に関する
補助金の公募を開始しました（J-LOD 第4弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につながるるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金(J-LOD)の公募を開始しました。

J-LOD 第4弾となる今回の事業では、コンテンツの生産・流通工程の効率化を図るシステムの開発・実証を支援します。

◆対象事業／補助率・上限額

以下の全ての要件を満たした事業

- コンテンツ制作・流通工程の効率化に資するシステム[※]の開発・実証であること

※制作に関与する者をつなぐ、以下の機能を有するITシステム

- ◇ スケジュール管理・共有
- ◇ 経理、労務等の管理・処理
- ◇ 中間素材等の制作や管理・共有、作業連絡・指示等
- ◇ データベース化による一括管理やマッチング
- ◇ 需要開拓(普及や新たな販売開拓等を目的とするもの)
- 広範な制作や流通の現場に導入できるシステムであること
- 実証を行い、定量的、定性的なデータを報告すること
- 得られた成果について、広く発信を行うこと(実証を兼ねたものでも可)

【補助率】対象経費の1/2

【補助上限額】1社につき5,000万円

◆補助対象経費

システム開発費、実証経費、報告書作成費 等

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人(企業・団体等)もしくは地方自治法で定められた地方公共団体(都道府県・指定都市等)
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法、問い合わせ先

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr2/>

応募締切:2021年5月28日(金)

先進技術を活用した公演の収益の多様化・強靱化に関する
補助金の公募を開始しました（J-LOD 第3弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につながるるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第3弾となる今回の事業では、収益チャンネルの多様化や、顧客体験の拡張の取組を通じた新たな収益モデルの構築を支援します。

◆対象事業／補助率・上限額

以下の全ての要件を満たした事業

- （1）収益チャンネルの多様化のための取組（高付加価値チケット、投げ銭等）、（2）顧客体験の拡張のための取組（5G、AR/VR等（XR）、8K、モーションキャプチャ、AI等）をそれぞれ1つ以上取り入れたリアルタイムに顧客体験を提供するイベントを実施すること
- 上記取組により、計画上、当該イベントによる収入が支出を上回ること
- 当該イベントにおいて実施された取組の普及を促進するため、メディア等との連携によって、当該取組を広く世の中に発信すること
- 業種別ガイドラインに基づいて行った新型コロナウイルス感染予防対策の実施状況を報告すること

【補助率】対象経費の1/2

【補助上限額】1社につき5,000万円

◆補助対象経費

- 公演の実施に関する費用：出演関係費、制作関係費、会場関係費、運営関係費
- 動画等の制作・配信に関する費用：映像制作配信費
- 申請・報告に関する費用

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）もしくは地方自治法で定められた地方公共団体（都道府県・指定都市等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法、問い合わせ先

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr2/>

応募締切（予算がなくなり次第終了）

2021年5月28日（金）、6月25日（金）、7月30日（金）、8月27日（金）、
9月24日（金）、10月22日（金）

コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ・プロモーションに関する
補助金の公募を開始しました（J-LOD 第1弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第1弾となる今回の事業では、コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ及びプロモーションを支援します。

◆対象事業／補助率・上限額

- コンテンツが主体となって海外展開を促進する事業
【補助率】対象経費の1/2または1/3
- コンテンツを有効活用して海外展開を促進する事業
【補助率】対象経費の1/3

※いずれも上限額：1案件につき2,000万円、1社につき4,000万円

◆補助対象コンテンツ

映像、音楽、ゲーム、出版、キャラクター^{※1}、その他^{※2}

※1 日本国内で商標登録もしくは意匠登録されているもの

※2 ミュージカル、ダンス等審査委員会で特別に認められたもの

◆補助対象経費

海外展開を行う際の海外渡航に関する経費、出展・参加に関する経費、会場・施工に関する経費、事業運営に関する経費、広報宣伝に関する経費、ローカライズに関する経費

◆対象者

日本の法令に基づき設立された法人、地方自治法で定められた地方公共団体、一定の条件を満たした海外現地法人等

◆応募方法、問い合わせ先

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr2/>

応募締切：2022年1月31日（月） 予算がなくなり次第終了

原則、5月28日、6月11日など隔週金曜日に応募を締め切り、締切から2週間以内に採否を連絡。

令和2年度3次補正予算 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive2）
の公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

（特非）映像産業振興機構（VIPO）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により日本発のコンテンツの海外展開プロモーションの機会を失った事業者を支援するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金の公募を開始しました。

本事業は、日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげることを目的としています。

◆事業概要

公演の開催費用等の支援

国内におけるポストコロナを見据えた収益基盤の強化にあたる公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施を支援

【対象分野】音楽、演劇等のうち公演を実施する分野

【申請者】公演の主催者となる法人

【補助率・上限額】補助率：1/2、補助上限額：3,000万円/1件

【対象経費】公演の実施に関する費用

PR動画の制作・配信に関する費用

【公募締切】2022年1月31日（月）（予算がなくなり次第終了）

延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援

緊急事態措置区域等で措置期間内に開催予定であった公演等を延期・中止した主催事業者に対して、当該公演等のキャンセル費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の実施を支援

【対象分野】公演、展示会、遊園地・テーマパーク

【申請者】公演、展示会、遊園地等の運営・主催法人

【補助率・上限額】補助率：10/10、補助上限額：2,500万円/1件

【対象経費】延期・中止した公演や展示会、休園した遊園地等に関するキャンセル費用

PR動画の制作・配信に関する費用

【公募締切】2021年6月25日（金）（予算がなくなり次第終了）

◆公募要項・申請・問い合わせ先

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

公演の開催費用等の支援

【URL】<https://j-lodlive2.jp/>

延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援

【URL】<https://cancel.j-lodlive2.jp/>

令和3年度 JAPAN ブランド育成支援等事業費補助金（JAPAN ブランド育成支援等事業）
の公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とした JAPAN ブランド育成支援等事業の公募を開始しました。

本事業は、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスを、新たに展開しようとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を実施することで、商品力・ブランド力を確立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援します。

※中小企業庁が選定する「支援パートナー」の活用が必須となります。

◆制度概要

制度の詳細は以下をご覧ください。

【URL】 https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2021/210415Jbrand-koubo_summary.pdf

事業概要資料を説明した動画を、metichannel(動画共有サイト YouTube)で公開しています。

【URL】 <https://www.youtube.com/watch?v=A8u7s2GZpc4>

支援対象者

海外展開を目指す中小企業 等

補助金額

200万円～500万円

※原則、複数者による連携体の場合、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となります。

補助率

1、2年目：2/3以内

3年目：1/2以内

※3年以内に海外展開を行うことを明確に示した案件は、国内販路開拓に係る部分について補助率1/2以内

補助事業期間

交付決定日～2022年3月末

◆公募要領・申請方法等

公募要領・申請方法等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2021/21041502Jbrand-koubo.html

公募締切：2021年7月15日(木)17:00

※実際の応募受付開始は、「支援パートナー」の公表後(5月下旬以降を予定)となります。

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

TEL:011-709-2311(内線 2578)

E-mail: hok-new-biz@meti.go.jp

デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信に関する補助金の公募が開始されました（J-LOD 第5弾）

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につながるるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第5弾となる今回の事業では、デジタル配信を念頭に置いたストーリー性のある映像の制作・発信を支援します。

◆対象事業／補助率・上限額

以下の全ての要件を満たした事業

- 主としてデジタル配信※を行う映像の制作であること
※動画配信プラットフォーム、SNS、クラウドファンディング等でのコンテンツ配信を指し、上映・テレビ放映のみを行う事業は対象外。
- ブランディングを目的として、事業者の姿勢や理念に対する共感を呼ぶストーリー性のある映像を新たに制作する事業であること
- 完成した映像を発信し、その効果を測定すること

【補助率】対象経費の1/2

【補助上限額】1社につき1,000万円

◆補助対象コンテンツ

映像

- デジタル配信に適した長さのもの（推奨1～3分、最長15分）
- ジャンル不問（ドキュメンタリー、アニメーション含む）

◆補助対象経費

- 制作に関する費用：脚本費、制作スタッフ人件費、撮影機材費、ローカライズ費 等
- 発信に関する費用※：動画広告配信の媒体費（テレビCMは対象外）
- 効果検証に関する費用※：効果測定費

※については対象経費の15%以内

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）もしくは地方自治法で定められた地方公共団体（都道府県・指定都市等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法、問い合わせ先

公募要項、応募手続き等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr2/>

公募締切：原則、毎月最終営業日

海外向けコンテンツ製作に資する資金調達・人材育成に使える補助金の公募を開始しました（J-LOD 第2弾）

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につながるるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第2弾となる今回の事業では、海外向けコンテンツ製作に資する資金調達・人材育成を支援します。

◆対象事業／補助率・上限額

(1) 本格的制作に必要な資金調達やパートナー獲得等のためのピッチ映像制作等への支援

※「マーケティング調査に基づくデータ等を用いて事業計画を行う事業者」は、特例として補助率を増加

【補助率】対象経費の1/2（特例の場合：2/3）

【上限額】1案件につき1,500万円、1社につき3,000万円

（特例の場合：1案件につき2,000万円、1社につき4,000万円）

(2) 若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達やパートナー獲得等に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援

【補助率】対象経費の2/3

【上限額】1案件につき1,000万円、1社につき2,000万円

◆補助対象コンテンツ

映像（番組・映画・アニメ）、ゲーム（家庭用ゲーム・モバイルゲーム等）、その他（審査委員会で特別に認められたもの）

◆補助対象経費

海外展開を行う際の制作に関する費用、海外でのピッチング等に関する費用

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法、問い合わせ先

公募要項、応募手続き等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr2/>

公募締切：原則、毎月最終営業日

ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて【新規】

(ジェトロ北海道)

ジェトロ北海道では、「デジタルを活用したジェトロの新たな海外展開支援」の取り組みの一環として、道内企業のオンラインビジネススキルの向上に取り組み、マーケットインによる海外販路開拓を支援します。

<JAPAN STREET(海外バイヤー向けオンラインカタログサイト)>

JAPAN STREET 事業は、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはカテゴリやキーワードをもとに手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示すと、事業者にはジェトロ経由で見積や商談(オンライン含む)の依頼が届きます。

事業内容	ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト ※事業者の皆さまはページをご覧いただくことはできません
対象者	日本企業及び海外進出日系企業 ※ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
対象品目	食品(生鮮品、加工食品、飲料等)、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品等
参加費	無料
対象国・地域	ジェトロがネットワークを有する国・地域(予定)
募集締切	2022年3月31日12時00分

◆JAPAN STREET 事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

<JAPAN MALL(海外におけるEC販売プロジェクト)>

JAPAN MALL 事業は世界 60 以上の連携先 EC バイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品のプロモーションを連携先とジェトロが実施します。

事業内容	海外 EC 事業者の EC サイトおよび一部店頭等での日本製品の販売 (商品により販売チャネルは限定される場合があります。)
対象者	日本企業及び海外進出日系企業
対象製品	食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨 等
登録費用	無料(別途サンプル費及び送料等が発生する可能性があります)
募集締切	提携企業により異なります。詳細はホームページをご覧ください。

◆JAPAN MALL 事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall.html

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について【新規】
(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。
輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク
TEL011-261-7434
FAX011-221-0973
E-mail: SAP@jetro.go.jp
URL: <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

◆時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援
商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援
商談会やセミナーなどの情報提供

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)
北海道経済部 経済産業局 国際経済課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)

高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援について **【新規】**

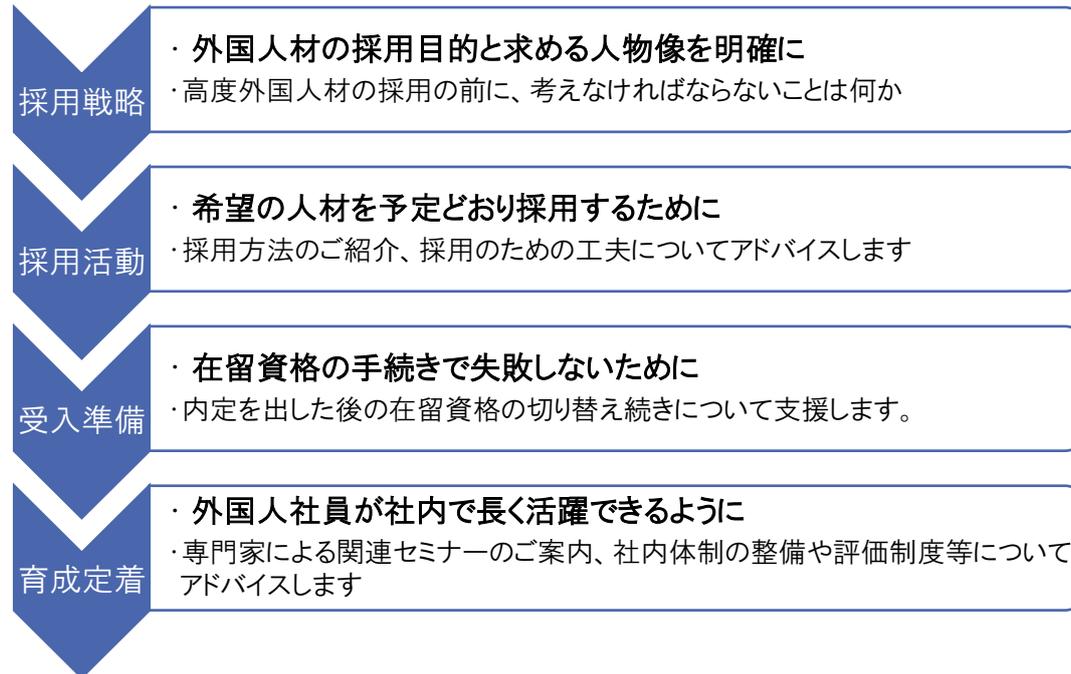
(ジェトロ北海道)

関係機関の取り組みや高度外国人材に関連する情報に精通したコーディネーターが、継続的な訪問を通じて、高度外国人材採用の計画策定の支援から採用活動、採用後の社内制度整備まで、必要なサービス・関連情報を提供し、一貫して支援します。

◆概要

コーディネーターから継続的なアドバイスを受けながら、高度外国人材の採用や育成・定着など、それぞれの段階で必要なサポートを受けることが可能です。

<高度外国人材活用に向けた4つの段階に合わせた支援>



◆募集期間

2021年4月1日(木)～2021年12月24日(金)(定数に達し次第締切)

◆支援対象

高度外国人材の採用・育成・定着を通じた海外ビジネスの拡大をめざす中堅・中小企業

◆支援企業総数

200社程度

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について **【新規】**

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々や、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光 PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限りです。)

◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の 15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の 7 日間が開催基本期間です。有楽町店については、7 日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台 1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。
- (4)実演用のコールドテーブル 1 台は無料でご利用いただけます。
(札幌店の場合はご利用いただけない場合があります)

◆募集期間

開催期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
募集期間	12/10～1/10	3/10～4/10	6/10～7/10	9/10～10/10

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3ヶ月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ①道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ②自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示に関する法令を遵守していること。
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること。
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること。

◆募集期間

テスト販売期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
募集期間	1/4～2/20	4/1～5/20	7/1～8/20	10/1～11/20

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【更新】

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

ビジネス海外渡航支援事業について【新規】

(北海道)

道では、事業活動の維持・継続のためのビジネス海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成します。

◆事業内容

1 事業概要

ビジネス活動のための海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成し、道内中小・小規模事業者の事業活動の維持・継続を支援します。

2 対象要件

道内中小・小規模事業者
※別途要件あり。

3 対象経費

出入国時に必要となる陰性証明書の取得に必要となる新型コロナウイルス感染症に係る検査費用、陰性証明書発行手数料

4 補助率・補助上限額

1/2 ・ 上限額10万円

5 申請受付期間

令和3年5月19日から令和4年2月28日

◆問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 経営支援係

TEL: 011-204-5331

FAX: 011-232-8127

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金
の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、地域にある再生可能エネルギーを活用し、電力を供給できる地域マイクログリッドを構築しようとする民間事業者等を支援しています。

今般、(一社)環境共創イニシアチブ(SII)では、地域マイクログリッドの構築等に係る費用の一部を支援する補助金の公募を開始しました。

◆事業内容・補助率・補助上限額

地域マイクログリッド構築事業

地域の再生可能エネルギー発電設備・蓄電システム等の調整力・EMS 機器等を用いて、系統線を活用して電力を供給できる「地域マイクログリッド」の構築に係る費用を支援します。

【補助率】対象経費の2/3以内

【補助上限額】1 申請あたり6 億円

導入プラン作成事業

地域マイクログリッドの構築に向けた導入プランの策定や、その実行可能性、採算性などの事業化可能性調査を行う事業を支援します。

【補助率】対象経費の3/4以内

【補助上限額】1 申請あたり2,000 万円

◆公募要領等

公募要領等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://sii.or.jp/microgrid03/>

公募締切:1 次締切:5 月 28 日(金)17:00

2 次締切:7 月 30 日(金)17:00

3 次締切:9 月 30 日(木)17:00

4 次締切:10 月 29 日(金)17:00

◆申請・問い合わせ先

(一社)環境共創イニシアチブ

TEL:03-3544-6125(受付時間 平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

北海道経済産業局「伴走型支援事業」2021年度支援企業の募集を開始します
～ 道内中堅・中核企業のコロナ下の変革・成長をサポート ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、道内経済を牽引する中堅・中核企業のコロナ下の変革・成長を支援する伴走型支援事業について、2021年度支援企業の募集を開始します。

本事業は、行政と専門家等による官民合同の支援チームを編成し、経営者との対話を重ね、経営課題の設定と解決策を共に考え、公的支援メニューもアレンジする手法が特徴で、今年度は、支援機能を強化するためにコンサルタント(6名)を採用し、局内に当局職員との「地域企業伴走支援チーム」を設置しました。

◆事業概要

事業概要の詳細は以下をご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hoksf/20210420/summary.pdf>

対象企業 ※原則、申込先着順で20社以内の支援を予定(無料)

- 地域未来牽引企業(道内選定企業)(126社)
- 地域未来投資促進法「地域経済牽引事業計画」承認企業(道内に本社を有する企業)(104社)
道内「地域未来牽引企業・地域未来投資促進法計画承認企業」延べ188社一覧(2021年4月9日時点)は以下をご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hoksf/20210420/list.pdf>

- 当局が連携覚書を締結している自治体の推薦企業(旭川市・帯広市・室蘭市・北見市・釧路市)
※推薦は、経済産業省「地域未来牽引企業(推薦部門)」選定基準に準じて、各自治体が独自に判断

◆申込方法

申込書及び調査表に必要な事項を記入の上、直近3年間の決算書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表)とともに、以下の申込先へE-mailで申し込みください。

※提出書類は返却しませんのでご了承ください。また、提出書類の管理・利用に関しては、経済産業省情報セキュリティ管理規程に則り厳重に取り扱わせていただきます。

※製造原価報告書及び販売管理費明細は、従来から作成している場合のみ添付してください。

支援申込書・企業調査表は、以下のウェブサイトにあります。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hoksf/20210420/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室

TEL:011-709-2311(内線2552、2553)

FAX:011-709-1911

E-mail: hokkaido-mirai@meti.go.jp

**親族内承継や第三者承継（M&A）に取り組む中小企業をワンストップで支援します
～ 「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」を本年4月1日に設立 ～ **【新規】****

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局は、中小企業の経営者の高齢化や後継者不在の課題に対応するため、これまでの北海道事業引継ぎ支援センターを発展的に改組し、2021年4月1日、北海道事業承継・引継ぎ支援センターを設立しました

これまで第三者承継支援を行っていた事業引継ぎ支援センターに、親族内承継支援を行っていた事業承継ネットワークの機能を統合し、ワンストップ支援を行うとともに、新たに道内8カ所の商工会議所にサテライトを設置し、全道42商工会議所等とのネットワークを強化することで、北海道全域をきめ細やかにカバーします。

◆北海道事業承継・引継ぎ支援センターの概要

中小企業診断士等のアドバイザーが、公平中立・秘密厳守で、以下の支援を無料で実施します。

※専門家派遣による支援等を実施する場合には費用負担が発生することがあります。

- 事業承継・引継ぎ(親族内・第三者)に関する相談
- 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
- 事業承継計画の策定
- 譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援
- 経営者保証解除に向けた専門家支援など

◆問い合わせ先

北海道事業承継・引継ぎ支援センター(札幌商工会議所内)
札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル5階
TEL:011-222-3111
FAX:011-222-3811
URL:<https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/>
E-mail:info@hokkaido-jigyoshokei.jp
受付時間:月曜日～金曜日(土日祝日は除く)9:00～17:00

令和3年度当初予算事業 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金
の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、複数の中小企業・小規模事業者等の連携により、高い付加価値を創出し、生産性を高めるための高度なプロジェクト等に係る経費の一部を支援する補助金の公募を開始しました。

本事業は、「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を中小企業・小規模事業者等に広く普及させるため、また、地域経済への波及効果をより高めることを目的としています。

◆申請類型及び補助率等

企業間連携型

【対象事業】

複数の中小企業等が連携して行う以下のプロジェクトを最大2年間支援します(連携体は5者まで)。

- 事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト
- 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて、連携して新しい事業を行い、地経済への波及効果をもたらすプロジェクト

【補助上限額・補助率】

補助上限額:2,000万円/者

補助率:中小企業者 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

サプライチェーン効率化型

【対象事業】

幹事企業・団体等(大企業含む)が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用によってサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援します(補助金を受給できる連携体は2~10者まで)。

【補助上限額・補助率】

補助上限額:1,000万円/者

補助率:中小企業者 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

※大企業が幹事企業になることは認めますが、大企業への補助はありません。

補助要件等は公募要領をご覧ください。

◆公募要領・申請方法

公募要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.nttdata-strategy.com/r3tousyo-monohojo/>

公募締切:2021年7月7日(水)17:00

◆申請・問い合わせ先

令和3年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金事務局(担当:戸澤、山川)

TEL:03-5213-4058(受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日除く))

E-mail:monohojo2021@nttdata-strategy.com

中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の公募を開始しました【更新】

（北海道経済産業局）

経済産業省では、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する事業再構築補助金の公募を開始しました。

◆制度の概要

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等。

（主要申請要件）

- 申請前の直近 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している中小企業等。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加の達成。

補助額・補助率

<中小企業>

【通常枠】補助額:100万円～6,000万円 補助率:2/3

【卒業枠】補助額:6,000万円超～1億円 補助率:2/3

<中堅企業>

【通常枠】補助額:100万円～8,000万円 補助率:1/2(4,000万円超は1/3)

【グローバルV字回復枠】補助額:8,000万円超～1億円 補助率:1/2

<緊急事態宣言特別枠>

通常枠の申請要件を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、2021年1～3月のいずれかの月の売上高が、対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者が対象となります。

※要件に合致すれば地域や業種は問いません。

※採択件数には限りがありますが、不採択となった場合も通常枠で再審査します。

補助額:従業員数5人以下:100万円～500万円、従業員数6～20人:100万円～1,000万円

従業員数21人以上:100万円～1,500万円

補助率:中小企業 3/4、中堅企業 2/3

◆制度概要・事業再構築指針

事業制度の概要及び事業再構築指針等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosaikoutiku/index.html>

第2回公募:2021年5月開始予定

◆公募要領等

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://jigyousaikouchiku.jp/>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

TEL:011-709-2311(内線:2577) E-mail:hokkaido-keieishien@meti.go.jp

令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
(一般型・グローバル展開型)の公募を開始します【更新】

(北海道経済産業局)

全国中小企業団体中央会は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する、ものづくり補助金の公募を開始しました。

◆募集内容

【対象者】中小企業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

【補助率】補助対象経費の2分の1又は3分の2以内

【補助上限額】一般型:1,000万円

グローバル展開型:3,000万円

【補助要件】以下を満たす3~5年以内の事業計画の策定および実行

- 付加価値額 +3%以上/年
- 給与支給総額 +1.5%以上/年
- 事業場内最低賃金 \geq 地域別最低賃金+30円

◆公募要領等

申請は電子申請となっています。

公募要領、申請書様式等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

公募締切:2021年8月17日(火)17:00

◆問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL:050-8880-4053(受付時間:10:00~17:00/月曜~金曜(土日祝日および12/29~1/3を除く))

公募要領に関する問い合わせ E-mail:monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関する問い合わせ E-mail:monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2021） の公募を開始しました

（北海道経済産業局）

（一社）サービスデザイン推進協議会（事業事務局）では、生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助する IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2021）の公募を開始しました。

このたび、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、業務の非対面化に取り組む事業者による IT 導入等を支援する「低感染リスク型ビジネスモデル枠（特別枠）」を設けました。

◆事業概要

【対象事業者】

国内で事業を行う中小企業、小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

【対象事業】

事務局に登録された IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する事業（クラウド利用費や専門家経費等を含む）

※特別枠には、上記且つ、非対面化に資する IT ツールとその活用に必要なハードウェア（レンタル品）の導入に取り組む事業

※遡及申請について（特別枠のみ）

公募開始前であっても遡及申請可能期間（2021 年 1 月 8 日（金）以降）中に IT ツール導入についての契約を実施し、その後、補助対象事業者による交付申請までの間に当該 IT ツールとそれを提供する IT 導入支援事業者が事務局に登録された場合、補助対象事業となる。なお、交付決定を確約するものではない。

【申請類型及び補助率・補助額】

IT ツールは、ソフトウェア・オプション・役務に分類され、導入するソフトウェアが保有するプロセス（機能）の数等により申請類型を分類

<通常枠>

【A 類型】補助率：1/2 以内、補助額：30～150 万円未満、業務プロセス数：1 以上

【B 類型】補助率：1/2 以内、補助額：150～450 万円、業務プロセス数：4 以上

<特別枠> ※非対面化に資する IT ツールであることが必要

【C 類型（低感染リスク型ビジネス類型）】異なるプロセス間で連携を行うことで、業務を非対面化する IT ツール

補助率：2/3 以内、補助額：30～450 万円、業務プロセス数：2 以上

【D 類型（テレワーク対応類型）】テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型の IT ツール

補助率：2/3 以内、補助額：30～150 万円、業務プロセス数：2 以上

※類型区分により、一部事業者については、事業計画期間（3 年）内に「給与支給総額が年率平均 1.5%以上増加」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30 円以上」を満たすことが申請要件となります。

※いずれか 1 つの類型で交付決定を受けた事業者は、IT 導入補助金 2021 において、再度申請を行うことはできません。

◆応募・申請方法

公募要領・申請等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆問い合わせ先

（一社）サービスデザイン推進協議会 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル：0570-666-424 ※通話料がかかります

IP 電話等からのお問い合わせ先：042-303-9749

令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠） の公募を開始しました

（北海道経済産業局）

全国商工会連合会では、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少にかかる前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援する、小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の公募を開始しました。

◆募集内容

【対象者】小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

【補助率】補助対象経費の3/4以内

※低感染リスク型ビジネス枠では、2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払い・使用が行われた経費について遡及適用が可能です。

【補助上限額】100万円

◆公募スケジュール

通年で公募を受け付けており、各回で審査・採択を行います。

受付締切（各回当日 17:00 まで）

【第1回】2021年5月12日（水）

【第2回】2021年7月7日（水）

【第3回】2021年9月8日（水）

【第4回】2021年11月10日（水）

【第5回】2022年1月12日（水）

【第6回】2022年3月9日（水）

◆公募要領・申請要件

詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.low-risk-jizokuka.jp/>

◆申請方法

申請書類の提出は、「jGrants」（電子申請システム）上で受け付けます。

※電子申請にあたっては、G Biz ID の取得が必要です。取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」へ郵送してください。審査に3週間以上を要しますので、余裕をもって準備願います。

jGrants（J グランツ）：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

gBizID（G Biz ID）：<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

◆問い合わせ先

個別のお問い合わせにつきましては、補助金事務局が4月中に開設する予定のコールセンターで対応させていただきますが、開設されるまでの間は、独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンターにお問い合わせください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンター

TEL: 03-6837-5929（受付時間: 9:00～18:00、土日祝日除く）

「事業再生・承継支援対策事業」について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、各市町村・商工団体・金融機関・支援機関と連携し、個別相談対応や専門家派遣等を行い、道内中小・小規模企業者が抱える事業再生や経営改善、事業承継に関する課題解決に向けて支援します。

次の支援メニューで道内中小・小規模企業者をサポートします！

◆個別相談対応

道内6地域に配置するコーディネーターが、地域の支援機関と連携して、企業訪問等により個別相談を行います。事業再生や経営改善、事業承継に関する課題整理や事業計画・事業承継計画の策定等を支援します。

◆事業承継診断

事業承継はできるだけ早い段階から準備を行っていくことが大切です。コーディネーターによる事業承継診断を通じて、後継者の有無や事業承継の準備状況など、自社の現状や今後の方向性を確認することができます。

◆専門家派遣

事業再生や経営改善、事業承継等の多岐にわたる経営課題に対して、専門的な知識・経験を有する専門家(当センターに登録する税理士・中小企業診断士等)を無料で派遣し、課題に応じた適切な助言を行います。

◆セミナー

道内中小・小規模企業者の事業承継を推進するため、事業承継の進め方や事業承継事例のご紹介、事業承継支援施策の説明等を内容とするセミナーを無料で開催します。

次のようなご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

事業再生・経営改善のご相談	事業承継のご相談
◆売上拡大や利益向上に取り組みたい	◆事業承継の進め方について相談したい
◆厳しい資金繰りへの対策を考えたい	◆経営状況・課題を見える化したい
◆経営状況・課題を見える化したい	◆事業承継計画を作成したい
◆事業計画を策定したい	◆株式や資産の譲渡について相談したい
◆事業再生計画の策定を検討したい	◆経営者保証の解除について相談したい

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 電話 011-232-2018 メール shoukei@hsc.or.jp

令和3年度中小企業競争力強化促進事業について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、新分野・新市場への進出等に取り組む道内の中小企業者等を対象とした令和3年度中小企業競争力強化促進事業の募集を開始しました。

◆募集事業

事業名	対象経費	補助限度額	補助率
①マーケティング支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う市場調査や展示会等(道内において行われるものを除く。)への出展に要する経費 ※オンライン展示会の場合は 国内実施(上限100万円)扱いとなります	国内実施 100万円 国外実施 200万円	1/2 以内
②コンサルタント等招へい支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング等のコンサルタント等の招へいに要する経費 ※オンラインによるコンサルティングも対象となります	100万円	
③産業人材育成・確保支援事業(育成事業)	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に要する経費	50万円 (1人当たり)	
④テレワーク導入支援事業 (産業人材育成・確保支援事業(確保事業))	新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとられない働き方の導入に要する経費	60万円	
⑤市場対応型製品開発支援事業 (一般)	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	300万円 (うち市場調査等に要する経費 200万円)	
⑥市場対応型製品開発支援事業 (特定産業分野)	立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	500万円 (うち市場調査等に要する経費 200万円)	
⑦市場対応型製品開発支援事業 (共同研究開発)	道内において構成員が1/2以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等の為に大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	500万円 (うち市場調査等に要する経費 200万円)	

◆募集期間

令和3年4月21日(水)～令和3年5月31日(月)【17時必着】

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援 G 電話 011-232-2403

ホームページ https://www.hsc.or.jp/news/2021jyourei_1st/

令和3年度中小企業等外国出願支援事業について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、海外特許出願等に取り組む道内中小企業者等を支援する中小企業等外国出願支援事業(特許庁・北海道経済産業局事業)の募集を実施します。

◆募集期間

令和3年5月7日(金)～令和3年6月9日(水)(17時必着)

◆対象者 道内の中小企業者等

(ア)中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)。ただし、みなし大企業を除く。
(イ)地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO法人)。

※次のいずれかに該当していること

- ・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画していること。
- ・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。

◆対象となる外国出願

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願(PCT出願を含む。)、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願を行っている出願であって、次の(ア)～(エ)いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定であること。

(ア)パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。)

(イ)特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)(ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件)。

(ウ)意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ハーグ協定」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。)

(エ)マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁への出願が申請者である中小企業者等による出願であること。

◆補助限度額

補助率 1/2 以内

①1企業に対する1事業年度内の補助限度額 300万円

②1出願に対する1事業年度内の補助限度額

(ア)特許出願 150万円

(イ)実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願(冒認対策商標を除く)60万円

(ウ)冒認対策商標 30万円

◆補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、その他特に必要と認められる経費

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター企業振興部 助成支援 G 電話 011-232-2403

ホームページ https://www.hsc.or.jp/news/r3_gaikokusyutugan/

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 ① (借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②(利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③(株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦 リース	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内) 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
		利率	割賦 リース
	償還方法		割賦 リース
		保証金	割賦 リース
	連帯保証人		道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

(※)貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F
(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	<ul style="list-style-type: none"> ■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合 ■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 ^{※1} (法人)
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2023年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2033年3月31日

※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

◆主な投資対象要件

要件1	<p>(a)親族後の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継)</p> <p>(b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継)</p> <p>※親族を除く。</p> <p>※既に代表者が交代済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。</p>
要件2	<p>(1)道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること</p> <p>(2)後継者の意欲はあっても、株式の買取資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと</p> <p>(3)事業承継計画の提出があること</p> <p>(4)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと</p> <p>(5)最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>(6)直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと</p> <p>※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。</p>

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業の実施について【新規】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症や近年の主要魚種の不漁による影響を受け、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営体質強化のため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

◆事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること。
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売(取付工事等を含む)等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和3年4月12日から令和4年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちら → http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r3_suisan_kakou.pdf

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当:経営支援部 佐々木(貢)、小山、若狭

TEL	011-232-2402(直通)
FAX	011-232-2011
URL	https://www.hsc.or.jp
E-mail	keieishien@hsc.or.jp

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)		① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、2021年9月末の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている産業間の人材マッチングを実施します
～ 「雇用維持」と「人手不足」の同時解決を目指して ～ **【新規】****

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、企業活動が縮小し従業員の雇用維持に苦慮している産業と、同影響による入国制限のため外国人労働者が減少するなど深刻な人手不足が続く産業との間で人材マッチングを実施します。

◆概要

新型コロナウイルス感染拡大は、各産業の雇用状況に影響を与えています。飲食業や観光業等では、企業活動の縮小により、従業員の雇用維持に苦慮する一方、農業や食品加工の現場では、人手不足が深刻な状況が続き、作業制約等から農産物や食品の生産に大きな影響を与える可能性があります。

そこで、従業員を解雇することなく雇用を維持したい産業から、人手が不足している産業へ、人材を「在籍出向」という形態等で融通することにより、雇用維持と人手不足の同時解決を目指し「産業間の人材マッチング」を実施します。

この産業間の労働力融通の実現により、新たな交流や価値が生まれ、経済回復期には、食産業における原材料不足等の回復阻害要因の軽減にも貢献することが期待されます。

今年度は(公財)産業雇用安定センターと連携することにより、さらに重層的にマッチングを実施します。

また、マッチングが成立し一定の条件を満たす場合は、産業雇用安定助成金を活用することが可能です。

◆実施体制

【受託事業者】キャリアバンク

【協力機関】日本政策金融公庫

北洋銀行

マッチングの流れは以下をご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20200513/flow.pdf>

◆今後のスケジュール（予定）

5月中旬：マッチングの実施開始

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策室

TEL:011-709-2311(内線 2560)

E-mail: hokkaido-sangyo-jinzai@meti.go.jp

高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

◆主な支給要件

- ・賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額(A)が増額改定前6ヶ月間の受給総額(B)と比較して95%以上減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

◆支給額

令和3年度、4年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $4/5$ (中小企業以外は $2/3$)を乗じた額

令和5年度、6年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$)を乗じた額

◆支給申請回数

最大4回(6ヶ月×4回)

◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-9132

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和3年4月1日改正)。

コースの種類と概要		助成額
雇用管理制度助成コース	雇用管理制度の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 57万円(生産性要件を満たした場合、72万円)
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の合計額(税込)の20% (生産性要件を満たした場合、35%) ※上限 150万円
中小企業団体助成コース	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業数500以上) 上限 1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円
人事評価改善等助成コース	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 80万円(生産性要件を満たすとともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給)
外国人労働者就労環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の1/2 (生産性要件を満たした場合、2/3) ※上限 57万円(生産性要件を満たした場合、72万円)

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html
- ・外国人就労環境整備助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(令和3年4月1日改正)

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	① 有期→正規: 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期: 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規: 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	重度障害者等を ① 有期→正規: 120万円(90万円) ② 有期→無期: 60万円(45万円) ③ 無期→正規: 60万円(45万円) 上記以外の障害者を ④ 有期→正規: 90万円(67万5,000円) ⑤ 有期→無期: 45万円(33万円) ⑥ 無期→正規: 45万円(33万円) 最初の6か月を1期、次の6か月を2期とし、2期分の支給総額を表示
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人: 95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人: 19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人: 28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人: 1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人: 47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人: 95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人: 14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人: 1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合又は法定外の健康診断制度を新たに設け、延べ4人以上実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合(1事業所当たり)	19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) ※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の助成額を加算 2%以上 3%未満: 19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>) 3%以上 5%未満: 29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満: 47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満: 66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満: 94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上 : 13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長: 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満: 45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満: 90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満: 13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満: 18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さつぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる 訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注:()内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合 (※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●労働生産性の向上に直結する訓練 ●若年労働者への訓練 ●技能承継等の訓練 ●グローバル人材育成の訓練 ●雇用型訓練 (※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%】(※2) 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%】(※2) 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練 コース (※3)	事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●一般職業訓練 ●有期実習型訓練 ●中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇 付与コース	事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 	定額助成:30万円	定額助成:36万円
		<ul style="list-style-type: none"> ●有給・無給の長期教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇実績が生じた場合に助成 	経費助成<定額>:20万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 6,000円/日・人	経費助成<定額>:24万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 7,200円/日・人

※1 ①特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）

②認定実習併用職業訓練

※2 ①雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

②セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 非正規雇用労働者が対象。

※4 一人当たり（訓練時間数に応じた上限額あり）。なお、中小企業等担い手育成訓練は経費助成の対象となりません。

※5 生産性要件に該当する場合は、別途支給申請が必要となります。

上記助成金の詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
 （雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆6月の事業所向けセミナー

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員は各6人です)

1 各種助成金制度の活用 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

① 「キャリアアップ助成金」	6/8(火) 14:00~16:00
② 「人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)」	6/15(火) 14:00~15:30
③ 「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	6/22(火) 14:00~16:00
④ 人材確保等支援助成金(旧職場定着支援助成金)	6/29(火) 14:00~15:30
*上記①、③は90分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)	

2 雇用保険関係セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

① 「雇用保険事務手続きセミナー」	6/10(木)14:00~16:00
② 「電子申請活用セミナー」	6/17(木)14:00~15:30
③ 「雇用継続給付セミナー」	6/24(木)14:00~16:00
*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。(30分)	

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

テレワーク環境整備事業費補助金について

(北海道)

道では、テレワークの普及・定着のため、厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」に上乗せ補助を実施します。

◆事業内容等 (詳細は、追って公表します。)

区 分	内 容
補助率	20%
上限額	65万円
対象者	厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」に採択された事業者

(厚生労働省 人材確保等支援助成金 (テレワークコース) の概要)

区 分	内 容	
目 的	良質なテレワークの新規導入・実施による、労働者の人材確保や雇用管理改善等の推進	
対象者	新たにテレワークを導入する中小企業者	
対象経費	①テレワークシステム等の導入	
	②労務管理担当者、労働者に対する研修	
	③外部専門家によるコンサルティング	
	④就業規則等の作成・変更	
助成額・要件	通常	助成率:30% 上限額:100万円 ○以下のどちらかに該当 ・計画期間(3ヶ月)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施 ・計画期間(3ヶ月)の対象労働者のテレワーク実施回数が週平均1回以上
	加算	助成率:20%(※35%) 上限額:100万円 ※一定の目標を達成した場合 ○以下の両方を満たした場合に加算(令和4年度支給) ・計画期間後1年間の離職率≤計画提出前1年間離職率 ・計画提出後1年間の離職率が30%以下

注) 詳細は、厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html) でご確認下さい。

◆申込方法等

追って公表します。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

◆支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16ヶ所)〕

- ・ 経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・ 各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・ 後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
<土曜日> 13:00～16:00
※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 労働相談ホットラインでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の方や労働者の方の相談にも応じております。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



北海道異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、離職者及び企業に支援金を支給することにより早期の就職を促進するとともに、道内企業の人材確保を支援します。



主な支給要件

北海道内の事業所に、令和3年3月1日から令和3年11月30日までに、下記の対象職種の業務に主に従事する正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内に予備審査依頼を提出し、3ヶ月以上勤務した者。

対象となる職種

- 農林漁業の職業 ●建設・採掘の職業
- 建築・土木・測量技術者 ●医療技術者
- 社会福祉の専門的職業 ●介護サービスの職業
- 保健医療サービスの職業
- 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 機械整備・修理の職業 ●自動車運転の職業
- 調理人 ●警備員 ●水産物加工工 ●建設機械運転工

※対象は「職種」ですので、建設会社や介護施設への就職であっても、事務の職種に主に従事する場合は対象外です。

予備審査依頼受付期間

令和3年4月1日 ⇒ 令和3年12月30日

※ただし雇用から1ヶ月以内(消印有効)

※令和3年11月30日までに正社員等として雇用される必要があります。

①求職者への奨励金 (様式1)

- コロナ禍により離職し、違う職種から対象職種へ就職した方を対象に、**30万円**を支給します(申請は1回限り)。
- 求職者が転居を要した場合は、**20万円**を上限として転居費用の実費を支給します。

②企業への受入奨励金 (様式2)

- 上記の方を雇用した企業等に対し、雇用1名につき**30万円**を支給します。(新卒の方は対象外)

主な要件 ①、②共通

- ・正社員等として雇用され3ヶ月以上勤務
- ・就職前1年間、同職種に従事していない

(予備審査依頼 提出期限例)

4月1日雇用 →5月1日消印有効

5月31日雇用 →6月30日消印有効

※「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約により雇用され、かつ、一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間と同じである労働者のこと。

※ 試用期間がある場合、試用期間も含めて1年以上の労働契約であること。1年未満の試用期間のみの労働契約は対象外。

お問い合わせ先

今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター

受付時間:月~金(10:30~19:00)、土(10:00~17:00)

TEL:050-3629-4176

※日曜・祝日・年末年始や上記時間外はメールで受付し、後日回答致します
E-mail:challenge_contact@cc-hokkaido.jp

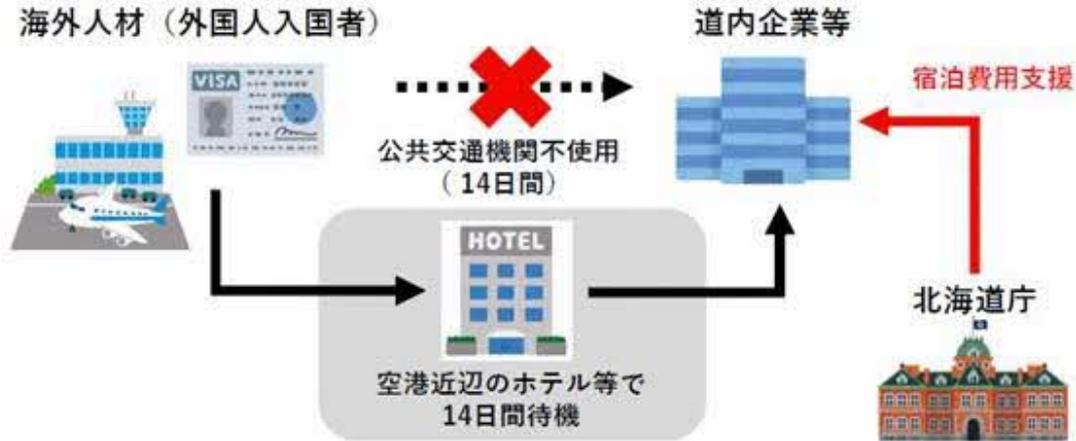
★詳細は特設サイトをご覧ください



北海道海外人材待機費用緊急補助金

(北海道)

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策(14日間の公共交通機関不使用)に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



補助対象者

道内企業等

道内に所在する事業所において、海外人材 (R3.4.1以降に待機終了した右記の就労可能な在留資格を持つ外国人) を雇用する法人又は個人

【対象在留資格】

- ①技能実習
- ②特定技能
- ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動 (インターンシップ、EPA等) の内、「特定技能14業種」で就労するもの

補助対象経費・補助率・補助額

水際対策対応のために道内企業等が負担した宿泊費 (実費)	10/10 以内	1人1万円/泊 (上限) ×15泊 (上限)
------------------------------	-------------	---------------------------

申請に必要な書類等

- (1) 在留資格及び入国日を証する書類
- (2) 道内に所在する事業所で雇用した海外人材であることを証する書類
- (3) 補助対象経費の領収書 (利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの)
- (4) 振込先口座の通帳の写し

◆問い合わせ先

コールセンター TEL:011-251-5803

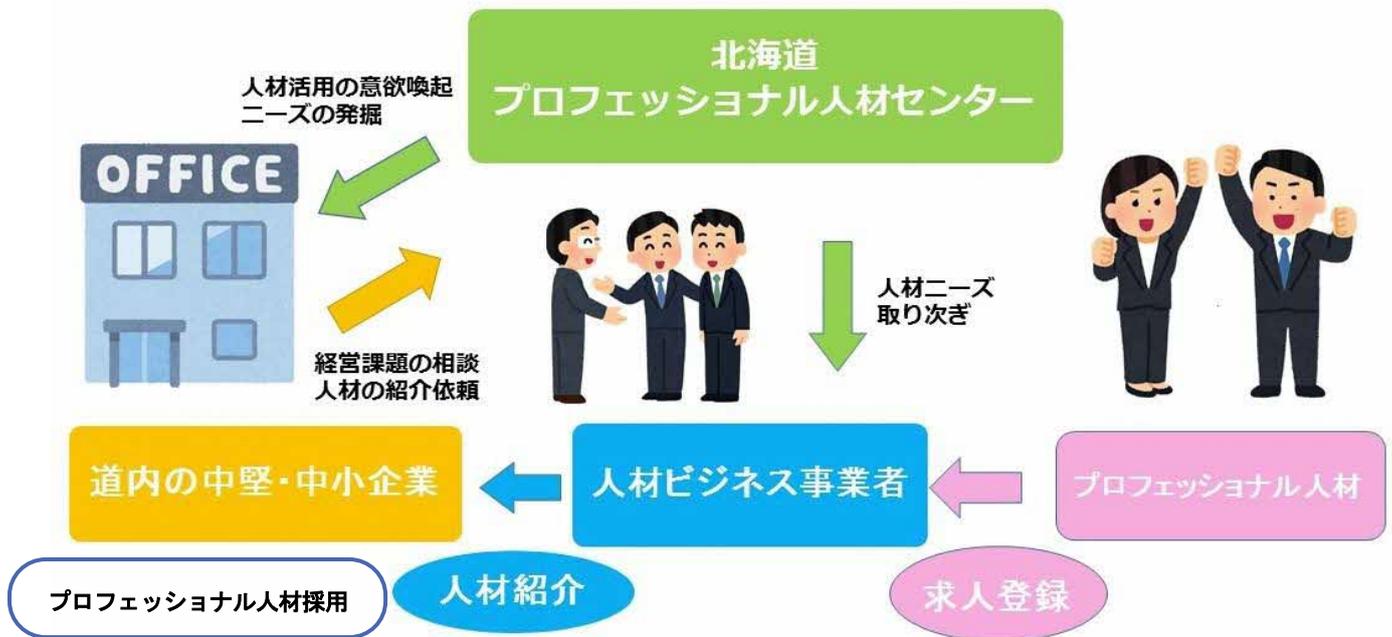


詳細は特設サイトをご覧ください。

北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください

(北海道)

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性向上などをリードするプロフェッショナル人材の活用をご提案し、採用をサポートします。



◆ プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいいます。

- 経営人材・経営サポート人材(企業経営経験者、事業部管理等のマネジメント経験者等)
- 新規事業・販路開拓人材(営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業でのマネジメント経験者等)
- 生産性向上人材(生産管理責任者・工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等)
- 副業・兼業人材(都市部企業などで働いているフリーランスも含めた専門性のある人材)

◆ 企業の成長実現に向け、新たな人材及び副業・兼業人材の活用を検討しているときは北海道プロフェッショナル人材センターにお気軽にご相談ください。

経営者を支える人材が欲しい

新製品・新技術の開発力を高めたい

ピンポイントで専門性のある人材を活用したい

ECサイトをリニューアルできる人材を短期間活用したい

海外進出に向けた責任者が欲しい

◆ 問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀別館ビル7階

TEL:011-233-1428 FAX:011-207-5220

WEB:<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>



北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

◆北海道短期おしごと情報サイト

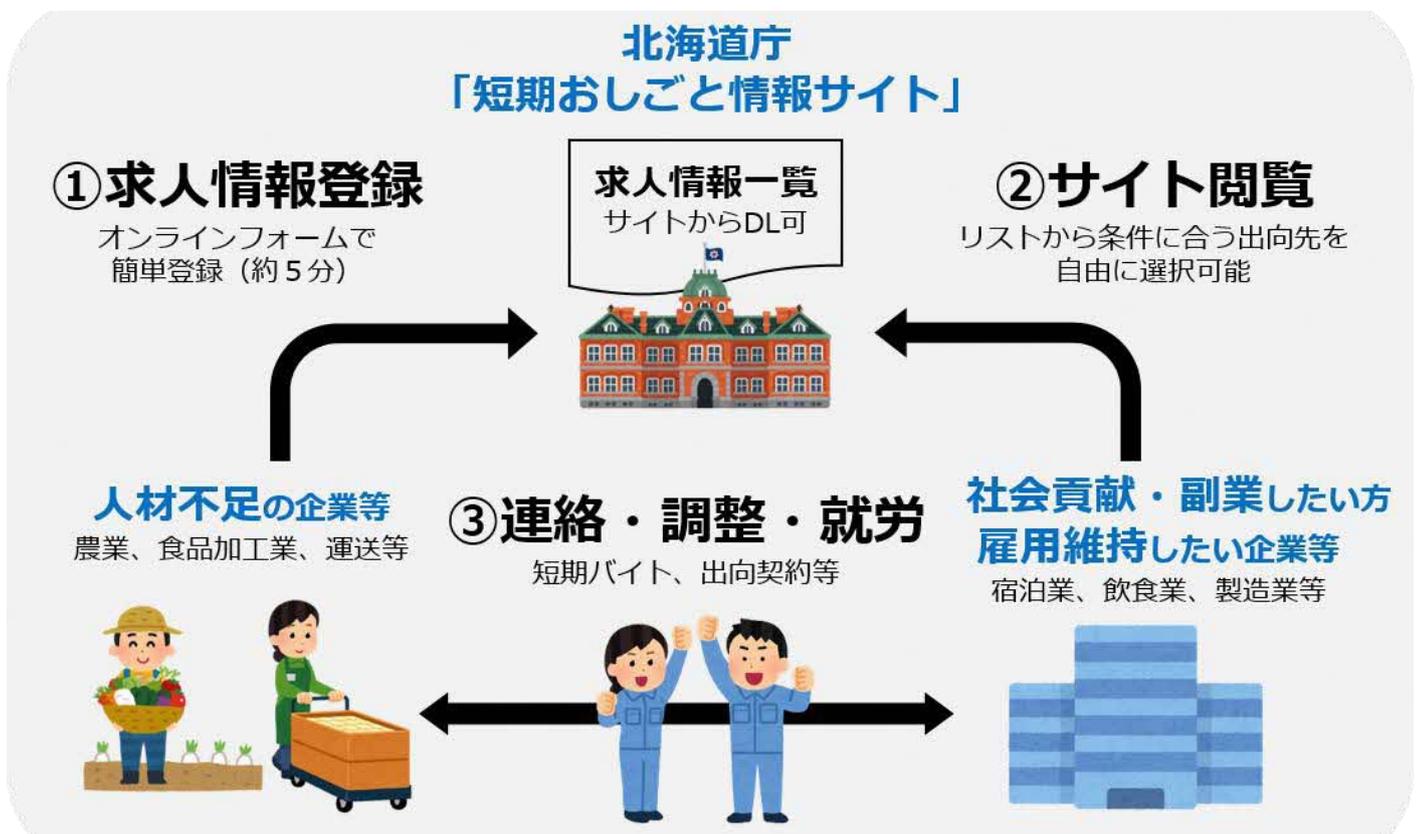
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



◆開設

令和2年4月23日

◆活用イメージ



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 6月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2021年6月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。



詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ (<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>) をご覧下さい。



No.9 生産現場の問題発見講座
～ 現場改善の第一歩！問題を捉える力とワザを学ぶ！ ～

この研修では、生産現場のリーダーが理解しておきたいIE(Industrial Engineering)の実際の活用法を学び、生産現場の問題を的確に捉えて、効果的な改善策を立案し、改善に向けてチームを導く術を身につけます。また、研修のまとめとして自社の生産現場の問題の着眼点に取り組み、習得したIE技法をどのように活用していくかを考えます。

◆この研修のポイント

1. 現場改善の責任者・リーダーが身につけておきたい手法を幅広く学びます。
2. IE技法を基本から現場実践の仕方までを身につけます。
3. 自社の問題発見に効果的なIE技法とその使い方を学びます。

◆研修期間 6月2日(水)～4日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 株式会社MEマネジメントサービス マネジメントコンサルタント 添田 英敬 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000013xng.html>

No.10 人も会社も成長できる組織の作り方
～ 社員の能力を引き出す！人材育成のもう1つのアプローチ ～

この研修では、働きやすい環境を整え、社員のやる気と能力を引き出す強い組織をつくるために、自社が必要となる取り組みを実践的に学びます。

◆この研修のポイント

1. 社員が生き生きと働く職場づくりを目指す方に最適な研修講座です。
2. 社員一人ひとりの育成だけでは見えてこなかった、成果を出せる組織づくりを理解できます。

◆研修期間 6月7日(月)～9日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営者、経営幹部、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 人財開発アドバイザー(元リコージャパン株式会社 シニアコンサルタント/副理事) 細川 孝広 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015i21.html>

No.11 社員が生き生き！IT 活用の進め方(札幌キャンパス開催)
～ ITを使ったコミュニケーションの強化・組織の活性化講座 ～

この研修では、コミュニケーションの強化や組織の活性化を図り、社員が活躍できる職場をつくるために、すぐに使えるIT 活用例を交えて学びます。また、自社の組織活性化につながるIT 導入について検討します。

◆この研修のポイント

1. 失敗しないコミュニケーションツールの活用法が学べます。
2. IT 導入を切り口にした組織活性化を学びます。
3. 事例企業の成功体験や苦労話から、自社でのIT 導入を考えます。

◆研修期間 6月8日(火)～9日(水) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 ネットビジネス・テクノロジー株式会社 代表取締役 大森 良夫 氏

【事例講師】株式会社スシローグローバルホールディングス 上席執行役員 小河 博嗣 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015i4w.html>

No.12 コーチングの考え方・取り組み方
～ 組織力を高める、育てる技術の身につけ方 ～

この研修では、部下指導の基本的な考え方と、部下のやる気を引き出すコーチングを演習を交えて学ぶとともに、部下育成プランの作成に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 上司として部下指導に臨む考え方や姿勢、指導の進め方を学びます。
2. 部下の意欲を高める接し方・教え方を身につけます。
3. 部下指導を計画的に取り組む際のポイントと計画の立て方を学びます。

◆研修期間 6月10日(木)～11日(金) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 有限会社コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015i7r.html>

No.13 経営に活かす！利益・資金計画策定講座
～ PDCA で実現できる、計画的な利益とキャッシュフローの確保 ～

この研修では、経営計画との関係を含めて利益・資金計画の重要性を理解した上で、利益・資金計画の策定のプロセスと運用にあたっての留意点を学びます。また、事例企業の財務情報を基に利益・資金計画の作成に取り組みながら、計画策定と管理の仕方(PDCA サイクル)を身につけます。

◆この研修のポイント

1. 利益・資金計画策定のステップを学びます。
2. 資金繰り・キャッシュフローを理解し、今後の対策を立てられるようになります。
3. 利益・資金計画の作成、進捗管理・評価、改善活動のPDCA サイクルで、経営に活かす財務を身につけます。

◆研修期間 6月14日(月)～16日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営者、経営幹部、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 公認会計士 土屋 晴行 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015iam.html>

No.14 人と組織を動かすコミュニケーション講座
～ 信頼を生み良好な関係を築くコミュニケーションを身につける ～

この研修では、管理者に求められる傾聴力を高め、良い信頼関係を構築するための方策を演習を通じて学びます。また、自社への浸透、定着、さらに組織活性化へとつなげるために「人」と「組織」を動かす能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. 個人レベルのコミュニケーションに止まらず、組織全体へ働きかけを行うコミュニケーションを習得します。
2. 上司、部下、同僚など相互の立場を尊重し、職場内の信頼関係を強化することが期待できます。
3. 管理者の成長と部下の成長の相乗効果を発揮することで、職場の活性化につなげます。

◆研修期間 6月16日(水)～18日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 株式会社クレスコパートナーズ 代表取締役社長 内藤 京子 氏
株式会社クレスコパートナーズ パートナー講師 宗形 尚美 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015idl.html>

No.15 若手リーダー研修
～ 周囲を巻き込み、成果を上げる！リーダー養成講座 ～

この研修では、若手リーダーが、周囲に積極的に働きかけ、チームの目標達成を推進していくために、上司の補佐や後輩・部下指導のスキル、チームでの仕事の進め方について学びます。また将来、組織の中心となるために、「理想のリーダー像」を目指した今後の行動を考えます。

◆この研修のポイント

1. 若手リーダーとしての立ち位置を理解して、職場の中核的人材へ成長するための意識改革につながります。
2. 後輩指導のポイントや上司との連携について学べます。
3. チーム内のまとめ役として、周囲を巻き込む仕事の進め方が身につきます。

◆研修期間 6月21日(月)～23日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 Coaching Office RISE 代表 田中 薫 氏
(国際コーチ連盟 プロフェッショナルコーチ(PCC)・米国 GALLUP 認定ストレングスコーチ)

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015igg.html>

No.16 誰でも取り組める！販路開拓の進め方
～ 顧客の信頼を勝ち取り、自社の新たな可能性を切り拓く ～

この研修では、販路開拓の基本となるマーケティングの意義や戦略の策定方法・手順について学び、事例研究により理解を深めた上で、実行性の高い自社の販路開拓戦略の検討を行います。

◆この研修のポイント

1. 講師やグループメンバーからアドバイスを受けながら、自社を徹底研究し、どの市場へ進むべきかを検討していきます。
2. マーケティングの意義や戦略の策定方法を学び、自社の販路開拓戦略を立案します。

- ◆研修期間 6月24日(木)～25日(金) 2日間
- ◆研修時間 12時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 UNICOコンサルティング 代表 小峯 孝実 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015ijb.html>

No.17 生産性を向上させる仕事の進め方・基本編(札幌キャンパス開催)
～ チーム力を高める効率的かつ成果につながる仕事のコツ ～

この研修では、チームが業績目標を達成していくために、「計画」「時間」「成果」の視点で業務プロセスを管理する方法を演習を交えて学びます。

◆この研修のポイント

1. メンバーの仕事の見える化と、経営資源(人・モノ・金・時間)の有効活用のしくみが分かります。
2. 日々の仕事を効率化する視点と変え方を学びます。
3. プロジェクトを動かすための、立上げから管理までのポイント(勘所)を押さえます。

- ◆研修期間 6月29日(火)～30日(水) 2日間
- ◆研修時間 12時間
- ◆対象者 新任管理者、その候補者
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 株式会社創研 代表取締役 西原 裕 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015im6.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2~5日間程度の期間で実施しています。

令和元年度に実施した能力開発セミナーでは、受講後に生産性向上等につながった旨の評価を多くの事業主からいただいております(満足度95.7%)、受講者の方々からも大変ご好評いただいております(受講満足度100%)。以下に6月~8月に実施予定の能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。(※満足度は、令和3年3月時点)

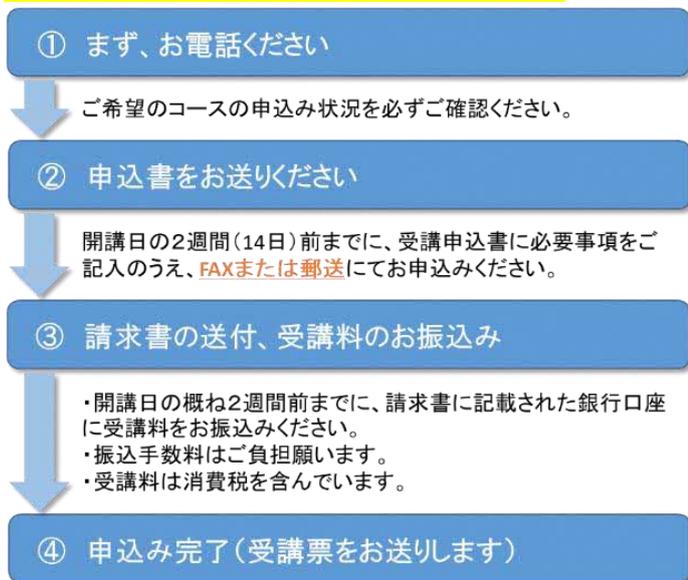
＜令和3年度能力開発セミナー開催予定(6月~8月) 受講申込受付中!!＞

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M008	旋盤加工技術	7/6-8(18H)	10	16,000
	1M003	3次元CADを活用したソリッドモデリング技術	7/8-9(12H)	20	9,000
	1H109	生産現場に活かす品質管理技法 (表計算ソフトによるQC7つ道具活用編)	7/15-16(12H)	10	8,000
	1M006	油圧実践技術	8/2-3(14H)	10	11,000
電気・電子	1D103	有接点シーケンス制御の実践技術	6/10-11(12H)	10	8,000
	1D003	一般用電気工作物の施工技術	7/3-4(12H)	10	13,000
	1D006	一般用電気工作物の施工技術(応用)		10	13,000
	1D004	低圧電気設備の保守点検技術	7/5-6(12H)	10	7,500
	1D005	シーケンス制御による電動機制御技術	7/8-9(12H)	10	8,000
	1D104	PLCプログラミング技術	7/8-9(12H)	10	9,000
	1D106	PLC制御の応用技術	8/5-6(12H)	10	9,000
	1D102	タブレット型端末を利用した通信システム構築	8/25-26(12H)	10	21,000
	1D105	PLCプログラミング技術	8/26-27(12H)	10	9,000
居住	1H103	トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術	6/10-11(12H)	10	12,500
	1H005	実践建築設計3次元CAD技術	6/10-11(12H)	10	7,000
	1H009	高齢者配慮住宅のリフォーム計画実践技術	6/23-24(12H)	10	7,000
	1H007	木造住宅における結露防止を考慮した断熱・気密設計法	7/15-16(12H)	10	7,000
	1H011	隅木・振垂木の施工実践技術	7/27-29(18H)	10	14,500

※実施場所は、すべてポリテクセンター北海道です。※詳細につきましては、当センターホームページをご覧ください。

ポリテクセンター北海道 HP:<https://www.3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>

＜受講のお申込みから受講までの流れ＞



- 受講取消(キャンセル)について
セミナー開講日の2週間前(土日祝日に当たる場合はその前日)までに、お知らせください。それ以降の取消(キャンセル)やご連絡がない場合は、受講料をご負担いただきます。
- 受講のキャンセル待ちについて
受講のキャンセル待ちは、受講が可能となった時点で当センターからご連絡いたします。コース開始2日前までに連絡がない場合は、キャンセルが発生しなかったものとしてご了承ください。
- コースの中止・延期について
お申込みが少数などの場合、コースを中止または延期させていただきます。コース中止の場合、受講料は返金いたします。

ポリテクセンター北海道(札幌)
TEL: 011-640-8823 FAX: 011-640-8830
〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

＜令和3年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付開始！！＞ ※1名から受講可能

番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)	実施場所
札5	継続雇用者のキャリア形成と管理者の役割	7/30(6H)	20	3,300円	札幌
札7	チーム力の強化と中堅・ベテラン従業員の役割	9/1(6H)	20	3,300円	
名1	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用	8/25(6H)	15	2,200円	名寄
函2	テレワーク活用	8/18(6H)	15	3,300円	函館

オーダーメイドコースのご案内

企業のご要望(ニーズ、日程、場所、カリキュラム内容等)に合わせて、当センターのカリキュラムモデルをカスタマイズした「オーダーメイドコース」をご利用いただけます！

できちゃうんです！ その1

受講しやすい料金設定！
(2,200～6,600円(税込)/人)

※人材開発支援助成金の利用も可能
(条件を満たす場合)



できちゃうんです！ その2

自社の事情や社員の能力に
合わせてカリキュラムを設定！

※社内研修プログラム内に
組込むことも可能



できちゃうんです！ その3

自社の会議室で受講可能！
プロの講師がやってくる！



できちゃうんです！ その4

訓練コースの繰り返しや
ステップアップの設定が
可能！



※オーダーメイドコースの場合、受講者は「6名以上」から承ります。
複数の企業・団体(事業主団体、商工会など)合同開催も可能です。
※ご連絡をいただいてから実施までは、約2ヶ月程度必要となります。

お気軽に
ご相談ください！



【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958
＜機構のホームページURL＞ <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



能力開発セミナー（6～8月開講予定）のご案内【新規】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R3.6月～8月開講

実施主体	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜	開始	終了	日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	Androidアプリ開発科	Androidアプリ開発	札幌市		○	○		7月21日	7月30日	8	56	10
	ホームページ作成基礎科	ホームページ作成基礎	岩内町		○	○		8月18日	8月30日	6	12	10
	2級管工事科	2級管工事施工管理技士	札幌市	○		○		8月23日	10月15日	3	21	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法（建具製作）	旭川市	○		○		6月5日	6月6日	2	14	10
	木工科（1級・2級）	施工法（家具製作）	旭川市	○		○		6月12日	6月13日	2	14	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	就労支援科	障がい者就労支援	稚内市		○	○		5月12日	7月2日	2	12	10
	自動車整備科Ⅱ	2級ガソリン	稚内市		○	○	○	5月14日	5月15日	41	143	10
	塗装科	建築塗装	稚内市		○	○		6月18日	6月19日	2	14	15
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	ワード初級科	ワード基礎・応用	遠軽町		○		○	6月1日	6月15日	5	15	15
	ワード中級科	3級ワープロ技士受験対策	遠軽町		○		○	7月13日	8月26日	12	35	15
	ケアマネージャー受験対策科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○	○		8月23日	9月29日	10	30	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	6月7日	6月30日	15	30	15
	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	7月12日	8月5日	15	30	15
	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	8月23日	9月7日	10	20	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科（第二種）	第二種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		5月6日	5月27日	7	49	10
	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	6月7日	9月7日	47	141	20
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	エクセル応用	帯広市	○			○	6月10日	7月13日	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市	○			○	8月中旬	10月下旬	10	20	15
障害者職業能力開発校 0125-52-2774	OAワード科	オフィスソフト実用	札幌市		○		○	6月	6月	8	16	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	旭川市		○		○	6月	7月	10	20	10
	ビジネスマナー科	コミュニケーション技法	札幌市		○		○	7月	7月	6	12	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者(従業員)のより高い資格の取得や能力のレベルアップを考えている企業の皆様へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者により、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置し、相談対応や情報提供を行っています。
社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

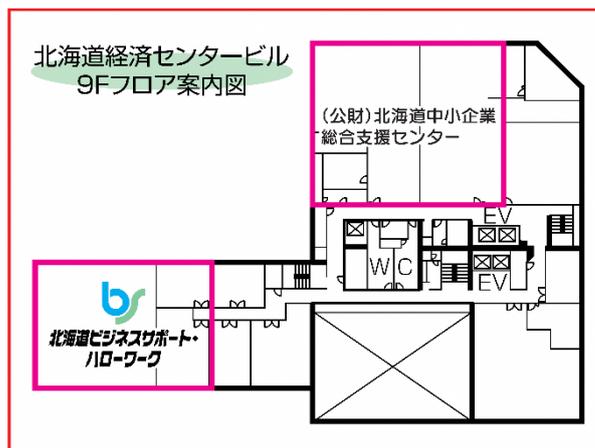
能力開発セミナー、認定職業訓練制度 (実施機関:北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構)

○助 成 金

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金(実施機関:北海道労働局)

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622
札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <http://www.jobcafe-h.jp/>

令和3年度 新エネ大賞の募集を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一財)新エネルギー財団では、新エネルギーの一層の導入促進と普及及び啓発を図ることを目的とした、令和3年度 新エネ大賞の募集を開始しました。

本事業は、新エネルギー等に係る機器の開発、設備等の導入、普及啓発、分散型エネルギーの活用及び地域に根ざした導入の取組みを広く募集し、審査、表彰するものです。

◆応募対象

概ね3年以内に開発・導入・活動開始されたもの。(一財)省エネルギーセンター主催の「省エネ大賞」との重複応募はできませんのでご注意ください。)

(1)商品・サービス部門

新エネルギー等の先進的・独創的な製品、周辺機器及び関連サービス商品(ソフトウェアも含む)を開発した法人で、原則として、市場への導入から6か月程度経過していること。(原則として開発段階の案件は対象外です)

(2)導入活動部門(普及啓発活動を含む)

新エネルギー等の先進的・独創的な導入事例、または、普及啓発活動として、6か月程度の利用実績のある法人、地方公共団体、非営利団体であること。(原則として開発段階の案件は対象外です)

(3)分散型新エネルギー先進モデル部門

(1)(2)のいずれかの部門の応募資格を満たしており、再生可能エネルギーのFIT制度に依らない発電ビジネス(電力小売サービス、自家消費型導入、コンサルティングサービス等)や分散型新エネルギーの先進的取組みを地域に行っている法人、地方公共団体、非営利団体であること。

(4)地域共生部門

(1)(2)のいずれかの部門の応募資格を満たしており、新エネルギーを活用し、地域と密着した*、地域共生型の発電・熱供給等事業を行っている法人、地方公共団体、非営利団体であること。また、エネルギーの地産地消、地域活性化、レジリエンス向上等に寄与するものであること。

*地域の市町村が事業として関わっていることや、市町村の計画に位置付けられていることが望ましいが、必須ではありません。

◆応募要領

応募要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.nef.or.jp/award/boshu/boshu_r03.html

募集締切:2021年7月9日(金)

◆申請・問い合わせ先

(一財)新エネルギー財団 新エネ大賞事務局 担当:玉田、小栗、窪田

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号(イムープル・コジマビル 2F)

TEL:03-6810-0361

FAX:03-3982-5101

E-mail: award2021@nef.or.jp

令和3年度 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)都市ガス振興センターでは、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び天然ガスステーション設備の機能維持・強化を行う事業の実施に要する経費の一部を支援する補助金の募集を開始します。

◆事業概要

災害時にも対応可能な天然ガス利用設備

【補助対象者】家庭用需要を除く全業種(リース・エネルギーサービス等も対象)

【対象設備】中圧ガス導管又は耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受け、災害で系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備(停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム(CGS)及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン(GHP)等)

【対象施設】以下のいずれかの施設に対象設備が設置されること

- 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設、国や地方公共団体と協定を締結している(見込みも含む)地域住民に空間等を提供する施設
- 災害時に防災上中核となる施設

【補助上限額・補助率】

供給方式	設置場所	補助率:CGS (補助金上限額)	補助率:GHP (補助金上限額)
中圧	指定区域*	1/2 (2.4億円)	1/2 (1.05億円)
	上記以外	1/3 (1.6億円)	1/3 (0.7億円)
低圧	全ての供給地域	1/3 (0.5億円)	1/3 (0.7億円)

※政府想定の地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等

【公募要領・申込方法等】

公募要領・申込方法等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/r3_2/index.html

天然ガスステーションの設備

【補助対象者】天然ガスステーションの設備を有する事業者(運輸業等で自家用使用のものも対象)

【対象事業】中圧ガス導管でガス供給を受けている天然ガスステーションの設備に対して、要件に適合する設備を設置し、費用対効果と災害時の強靱性に優れていると認められるもの

【補助上限額・補助率】上限額:0.8億円/1補助事業、補助率:対象経費の1/2以内

【公募要領・申込方法等】

公募要領・申込方法等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/r3_3/

◆公募締切

2021年5月31日(月)(消印有効)

◆申請・問い合わせ先

(一社)都市ガス振興センター 事業部 事業第一、第二グループ

〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階

TEL:03-6435-7692(9:00~12:00、13:00~17:20(土・日・祝日、12/29~1/4を除く))

FAX:03-3591-8110

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「守ってね！最低賃金。」

北海道の最低賃金

◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用の範囲
北海道最低賃金	引き続き 時間額 861 元. 10. 3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 893 2. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	引き続き 時間額 967 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 895 2. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 889 2. 12. 2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援を行っております。
 - ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。
 - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。
北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>